

S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.100

2002.12.25

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : Oriflame Asoke Tower 23rd Floor, 253 Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)
Bangkok 10110, Thailand

E-Mail : iguchi@mx1.nisiq.net

(注 : mx1 の「 1 」は数字です。)

iguchi@loxinfo.co.th

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

CopyRight © S & I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

~ 事務所より ~

(1月のタイ祝祭日のお知らせ)

1月1日が祝祭日です。なお、弊所は12月28日から1月5日まで休業します。

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを12月25日付けで更新しました。今回は、ニュース(英語版及び日本語版) <http://www.s-i-asia.com/news-JPN.htm>、を更新しました。ご覧ください。裁判所統計をアップデート致しました。

(「タイ国知的財産制度」バンコク日本人商工会議所が発行されました)

7月10日に商工会議所から発刊されました。現地で700パーツです。もしご希望があれば弊所より2100円+送料でお届け致します。また、顧客の皆様へは順次配送しておりますので、弊所よりの発送書類などが到着しましたら同封されているかどうかご確認戴ければ幸いです。

(再信 : IPAA, Intellectual Property Alumni Association 事務局の移転について)

11月8日より知的財産同窓会事務局が Siam Square の C&C カンパニーより以下の場所に移転致しました。また、ウェブサイトも開設致しましたので、ご覧下さい。

住所 : 253, 22nd. Flr., Sukhumvit 21(Soi Asoke) Klongtoey-Nua, Bangkok, Thailand, 10110

Tel: +66-2-664-4393, Fax: +66-2-664-4394

E-mail: ipm@ipaa.or.th Website: <http://www.ipaa.or.th>

Secretary: Ms. Suchada Bandasak

～編集者より～

ニュースレターを発行して100号を迎えた。そして、偶然にもこの号が2002年最終号となる。

発刊して丸7年、当初は月2回の発行だったが、月1回となり、話題の方も経済社会一般から知的財産の話題へと次第と移り現在の体裁となったものである。ニュース記事（弊所ウェブの会員ページで利用可能）は累積約1千件に及ぶ。私は、これらの蓄積を、読み解くことにより事象の流れの理解を深めることができると確信している。

毎年秋頃に日本知的財産協会の研修講演で、このニュースの流れのいわば謎解きを行っている。それは、過去の論者は余りにも断片的な事象でしかモノを観てこなかったから、単なる干物の「観察」でしかなかったために政策にも企業戦略にも生かされなかったという反省の上に立っている。東南アジアを話題にする多くの論稿も単なる事象を針小棒大に取り上げて「いかにも専門家らしく」論じる有様は、見ていて醜いものがある。

さて、今までの私の長年の観察から、予断に甘んじつつ、知的財産分野を含めて5つの仮説を披露してみたい。

その前にちょっと寄り道をしてみたい。私見だが、「アジアや途上国への知的財産保護思想の導入は、方法論として間違っただのかもしれない」という思いが頭にこびりついている。庶民が知的財産思想に触れる機会が日本と東南アジアでは違うのではなからうか。日本はパリ万国博覧会だった。しかし、東南アジアは、米国ソフト企業の高価格なソフトの販売（実際は販売努力などしていないが）と高価格な医薬品の販売で本格的に庶民が知的財産思想なるものに触れたのである。それも、後者はほとんど押し付けに近い形での知的財産思想である。これは知的財産の歴史から見て不幸なことではなからうか。知的財産に携わる者はもっと緻密に寛容に企画し、この保護思想に庶民が優しく触れられるような工夫をしなければならなかったのではなからうか。そういう意味において国際機関や先進国の行政府の責任は重いのではなからうか。つい最近 IP カルチャーという語を耳にしたが、まさに IP 普及の土台作りが最初にあって然るべきだった。時遅しの感がするが事態は急を要する。

仮説1．日本の若者達の感性は、アジアの同世代の感性と共鳴するものがある。

「世代が違えば、国民が代わる」と、しばしば講演の時に口にする。今バンコクで活躍する4

0歳代と30歳代とは明らかに違う。日本でも団塊の世代とそれ以降とは明らかに違うのは同様な現象である。バンコクでも91年の民主化暴動を知っている人は中年に入りつつある。日本製品排斥運動が起きた福田首相来訪の時を知っている人はもう少ない。社会の第一線で活躍する人々は、平和で経済成長期に育ち、97年のアジア経済危機を経験した連中である。日本への印象は、莫大な経済援助と経済危機時に最大の支援国である日本の姿である。日本企業の投資は米国企業の投資をはるかに凌ぐ、経済勢力地図がまさに日本若者文化への憧れとなっているのであろう。この現象は、日本の若者文化と題し、最近でもよくマスコミで取り上げられる話題である。私のニュースにも度々この話題を出したことがある。多くのマスコミの論調も「日本の若者文化が何故かアジアで受け入られる。」となり、「米国の文化でなく、何故日本が。」となる。

この変化について行けない日本企業人も多い。東京からでは東南アジアで起きている変化の速度が分からないのである。「私はタイに10年前に住んでいたからタイ通です。」と来る企業管理職は多い。しかしながら、敢えて言うと、「もう全くあなたの感性では判断はできなくなってますよ。」と真っ向から答えたいのだが。

私は自信を持ってこの日本の若者に宿るアジアと共有できる感性を大事にすべきであると考えている。

仮説2．東南アジアの外交は熟練者のしたたかさがある～多国間協定と二国間協定の両輪外交
「タイはいつ頃パリ条約に入りますか。」いつもの例の質問である。97年当時にも私は「入るはずがない。」と答えたものである。全く根拠なく発言しているのではない。タイという国は「他国に縛られるのを嫌がる国」だからである。条約に入れば人材、金を拠出しなければならないし、多国間条約であれば、あるほど一ヶ国の発言力は弱まる。多数決で嫌な思いをするのであれば、二国間協定で可能な限り外交しようとするのは自然な流れである。だから、日本や米国と二国間で交渉をひたすら行う。多国間条約でも大切な条約には加盟せずにその原理原則だけを踏襲する。「タイはニース協定に入っていませんが、分類はニース協定準拠です。」というように答えるのである。

明らかに二国間で全ての外交を行えるのであれば理想的だが、自由貿易市場にかかる条約はどうしても多国で話し合わざるおえない。そこで加盟したのがWTO条約である。東南アジア諸国は、それぞれの国が外交戦術を駆使し自由貿易市場の中で優位に立とうとしている。それがASEANを舞台とする交渉である。日本から見れば「なんであんなに長年数多くの会議があるのか。ASEANは一つにまとまっているのに。」と思われるかもしれないが、彼らは二国間と多国間交渉をうまく切り分けて交渉している。私から見れば外交の熟練者である。その経験と歴史から言って、彼らは欧州諸国並の熟練者と言ってよい。全く対照的なのが日本である。当に外交舞台の青少年俳優という感じがする。今後、日本も自由貿易交渉を行う場面が多くなるだろう

が、どのような交渉を展開するのか、はたまた外交の熟練者の餌食になるのか関心がある。

仮説3．健全なナショナリズムそしてアジアスタンダードが各方面へ押し寄せて来る一昔前、日本でグローバルスタンダードという話題で盛り上がった時期があった。数年経った今、特に今年はエンロンやアーサーアンダーセンの事件を見る如く、当時のグローバル標準はあきらかに米国標準であったと認識している。ある日本企業の国際担当課長が、流暢な英語を駆使して米国流挨拶を行った。しかし客はアジアから来た面々で、来客は日本流礼儀でそれに応答したという。まさに、日本企業のグローバル標準への誤認が端的に現れている。今年9月にタイ人弁護士達と共にシンガポールへ行った時のことである。植民地風情が「情緒ある美観」と私は解釈していたから、ラッフルズホテルの中庭でシンガポールシリングを彼らに振舞った。タイの弁護士達は「なんでこんな風景が美しいのか。」と質問してきた。植民地の風情とは、欧米人などの列強国家（ちょっと古い言葉だが）が美しいと感じるもので、現地人にとってはそれほど美しいものではない。遺産（遺産として価値があるかないかは別として）として距離を置いて見ると美しいものかもしれないが、植民地風景は戦後何十年たっても距離を置いて見れるものではないはずだ。シンガポールはこれを観光のウリにできるのは、距離を置いてすでに植民地時代を眺め懐かしんでいるのかもしれない。いつもはリラックスしてラッフルズの中庭で昼寝をするが、今回ばかりは違和感を覚えた。

仮説4．アジアは欧米へ自己主張し始めている。

最近講演で、「主張するアジア」と題してエイズ医薬問題を取り上げている。感染者100万人を超えるタイではエイズ問題が深刻化している。そして、低価格医薬を求めて政府も民間も特許料によって高価格となっている医薬品を少しでも低価格化しようと努力が繰り返されたわけである。NHKスペシャル(12/1(日) [エイズ・世界はどう立ち向かうべきか](#))でも取り上げられたが、現在の方策は政府が特許侵害しない医薬品を製造することで一応の決着を見ている。プロパテント政策の限界を感じる一コマだった。WTO条約は強制実施権を排除しておらず、各国に国内法制を委ねている。この強制実施権を実行する最良の機会であったが、機能しなかったのである。そこには米国を主とする通商相手国への配慮というか圧力があったという。WTO条約遵守を先進国が途上国に標榜するのであれば、何故強制実施権を実施するように説得できなかったのか。特に日本政府のアジアでの弱腰が私の目には異様な形に映っている。

NHKの番組を見る限り、知的財産権保護の限界を描いていたように見えるが、私には先進国の知恵不足というか薄情、人権無視とも捉えられた。日本政府主催のアジアで外交会議でアジア諸国の主張は、日本という国を完全に通り越して一人歩きする時が、もうそこに来ているのではなからうか。

仮説5．不正商品問題の解決は意匠制度の充実が極めて重要。

不正商品問題が叫ばれて今年はワンサカ調査団やら交渉団が日本からやって来た。不正商品問題を解決する様々な議論がなされているが、詰まる処、商標、意匠、特許の順で取り締まる順位が決まってくる。商標は長年の経験と実績と、そしてWTO条約に載っているように制度的に余り改善する点も少なくなっているが、それとは対照的に意匠制度が真に注目を集める制度となって来ている。この不正商品問題の決め手として意匠が効果を発揮するかどうかは、まさに意匠の存在意義にも関わってくる。日本製品が真似されて損害を被っている多くのケースがこの意匠ではあるまいか。タイで本田技研のバイクが中国からの輸入差止めで食い止めたのも、この意匠権である。いまだき商標を同じくして中国からもってくる輩はいない。しかしながら、意匠制度は各国がバラバラであり、その権利要件も統一されていない。だから多国間条約でなく、二国間協定で意匠における不正商品対策を行わなければ駄目である。今後のこの分野での研究と対策を特に期待したい。

つれづれに5つほどの潮流を描いてみた。年末年始の休暇の一時に炬燵で東南アジアに思いを馳せて将来の日本を想う(憂う)のも悪くないと思い掲載した次第である。良いお年をお迎えください。そして来年も実り多き年でありますように。

～タイの人権委員会、地理的表示法案に待った～

民間団体「人権委員会」(The Human Rights Commission)は昨日下午院に対し、先週金曜日に賛成65票対反対1票で上院を通過した地理的表示法案を否決するよう求めた。人権委員会はこの法案が成立すれば、外国企業にタイ固有の資源や知識を略取されることになることと指摘する。人権委員会のSaneh Chamarik議長は、上院議員の多くがこの法律はタイ固有の資源知識を保護するものであると勘違いしている、との見方を示している。政府が法案を提出したのは、タイが1995年に加盟したWTOの加盟国としての責任を果たすという意味があるが、これについて、人権委員会と共に反対運動を行っているグループ「Biothai」のWitoon Liamchamroon氏は以下のように語っている。「もともとこの法案はスコッチウイスキーのように、その土地のワインや酒の名称を使用できるのを地元の人だけに限るという目的を持っていた。しかし現在第三世界は保護範囲をタイのジャスミンライスやインドのBasmatiライスなどの動植物品種を含む他の農産物にも広げようと交渉しているところであり、交渉は進展している。にもかかわらず、なぜタイ政府が自国の資源を損なわせるような地理的表示法案の成立を急ぐのか理解しかねる。もしこのまま法案が通過すれば、外国企業がジャスミンライスという名前を自社製品に使うのを認めることになる。」(2002年11月26日、タイネーション)

～タイ「Jasmati」ライスに降伏せず～

タイはアメリカの Rice Tech Inc 社に対し同社の登録商標である「Jasmati」を放棄するよう引き続き申し入れることを明らかにした。タイ側は「Jasmati」という名称はタイ産の米であるという間違った認識を消費者に与えると指摘している。このタイ側の訴えに対し、アメリカ連邦通商委員会はジャスミンライスは他の幾つかの国でも生産されている香り付きの品種であるとし、訴えを退けた。これより以前にも当局は、南アジアで生産された Basmati ライスと混乱を招くというインドからの訴えを退けている。タイ知的財産局の Yanyong Phuangraj 局長はジャスミンライス又はホームマリライスはタイの東北地方と最北部でしか生産されていないと語っている。「Biothai」の Witoon Lianchamroon 氏は「地方固有の知識」を保護するキャンペーンを行い、「Jasmati」によりタイのジャスミンライスのアメリカ市場での売上が落ち込んでいることを証拠を示して訴えるべきである、と語る。アメリカがタイから輸入しているジャスミンライスは毎年 20 万トンに及んでいる。Witoon Lianchamroon 氏はタイ下院がインドに倣って地理的表示法案にタイのジャスミンライスを保護対象品目として加えるという希望を持っている。上記法案は上院を通過したが、ジャスミンライスは保護対象品目となっていない。(2002 年 11 月 28 日、バンコクポスト)

～タイ政府医薬局、製薬会社に対し特許訴訟～

タイ政府医薬局 (Government Pharmaceutical Organization, G P O) は、アメリカの製薬会社 Bristol-Myers Squibb (B M S) の抗 H I V 薬の錠剤についての特許取り消しを裁判所に請求する。昨日、G P O 理事会は検察に B M S 社に対し G P O の代理として訴えを起こすよう申し入れることを決議した。同社は抗 H I V 薬 ddl の 20 年間の特許権を所有しており、1 錠当たり 11 パーツから 194 パーツの ddl について価格設定している。一方、G P O が製造している ddl の粉薬は服用しにくく、吐き気を催すことが度々あると、患者から苦情が寄せられていた。訴訟が審理されている間、G P O は ddl の 125 ミリグラムから 200 ミリグラムの錠剤の生産について研究を続けると G P O チーフの Tongchai Thawichachart 氏は語っている。また、G P O では 2 年以内に抗レトロウィルス薬の生産を現行の年 1,600 万錠から、4,000 万～7,000 万錠程度に拡大する計画であると同氏はコメントしている。この他にもエイズ問題活動家 3 名と消費者団体が B M S 社に対し、同社の生産技術は特許法に定められた新規性という要件を満たしておらず、特許には値しないという訴えを起こしている。また、エイズ感染者 3 名とエイズアクセス財団によって提起された、抗 H I V 薬に関する訴訟では B M S 社は敗訴しており、この件について控訴するとの発表はない。(2002 年 11 月 30 日、タイネーション)

～ タイ、ホームマリライス保護への挑戦～

在バンコクフランス大使館は、タイの地理的表示法案の下でホームマリライスの原産地を保護するのは、地理的表示の原則に反するとして国際機関には支持されないとの見方を示している。フランス大使館によれば、タイがこの政策を推進するには、ホームマリライス（香り米、ジャスミンライス）の起源がタイにあることを証明する必要がある。WTOの協定における地理的表示とは、加盟国の領域を原産とし、品質、社会的評価及びその他の特性がその地域に固有に見られるものをいい、原産国での保護は国際的に承認されるための最初のステップとなる。

フランス大使館知的財産担当商務官の Stephane Passeri 氏はヨーロッパで始まった地理的表示の概念は、その地域の生産物の優れた品質を保護し、一般の生産物と区別する必要性に基づいているとしている。同氏は、タイ政府がホームマリライスを生産する特別地域を取り消せば、地理的表示法によりタイのホームマリライスが保護されることになるだろうと述べている。フランス政府はタイ当局と協力して2年前から試験計画を進めており、この計画の中で、プリラム県を原産地とするホームマリライスの地理的表示登録基準の草案を起こしている。タイのホームマリライスは来年早々には地理的表示の保護を受けることになると思われる。（2002年12月2日、バンコクポスト）

～ タイの知的財産侵害訴訟、今年は4,000件を上回る～

知的財産及び国際取引中央裁判所（Central Intellectual Property and International Trade Court, C I P I T C）の Prachya Kosaiyaganonth 主席判事によれば、今年タイにおける知的財産権の侵害に関する訴訟は昨年を10%上回り、4,000件を超える見通しであることが明らかになった。当局が法的措置を取ったにも関わらず、侵害事件の大幅な減少は見られないと同裁判官は語る。地元経済の回復とオリジナルブランドのブームにより、タイではブランドをコピーして安価で販売する者が増えた。これに対しタイ政府は、WTO協定に則して知的財産問題への取組みに力を注いでいる。タイ政府は今年7月に営業秘密法を施行し、合わせて来年早々に地理的表示法案を通過させようとしている。同判事によれば、現在100件以上がシーサケット県などの内陸部で扱われている。C I P I T Cで扱われているのは複雑なケースが多く、侵害商品の生産元を突き止めるのが難しいと同判事は語る。今年11月までに約3,870件の事件がC I P I T Cに持ち込まれ、そのうちの約2,254件が商標関係、1,398件が著作権侵害、52件が特許侵害であった。国際取引に関する問題は大幅に減少し、500件であった。事件の約50%が「くまのプーさん」などの商品の商標コピーに関するものだと見られる。（2002年12月3日、タイネーション）

～ タイでウルトラマン論争～

「ウルトラマン」キャラクターの日本の著作権所有者のタイ側代理人は、バンコクを本拠地とする Tsuburaya Chaiyo 社に対し、著作権侵害の訴えを起こした。タイの Tsuburaya Chaiyo 社は映画 9 作とテレビシリーズの著作権を所有しており、これ以外については日本の円谷プロダクションが著作権を持つ。訴えは Tsuburaya Chaiyo 社が i T V に対し、ウルトラマンシリーズの放映を中止するよう要求したのに伴い行われた。原告側はウルトラマンには 29 のバージョンがあり、放送されたバージョンは映画 9 作には含まれていないと主張している。(2002 年 12 月 11 日、バンコクポスト)

～タイがベルン条約加盟へ～

Prommin Lertsuridej 副総理は、著作権保護の効果と範囲を拡大するため、ベルン条約に加盟準備中であることを明らかにした。加盟国は特殊な業績について最低限の保護体制を整備することを求められ、タイはこの国際条約の加盟国として著作権保護を受けることになる。知的財産局は来月内閣に対し、ベルン条約への加盟を承認するよう要求する予定である。この条約の下では、一度の申込みですべての加盟国における著作権保護などが網羅されると知的財産局の Yanyong Puangraj 局長は語っている。現在タイの発明家は自身の発明や著作権の保護申請を国別に提出する必要があり、費用も国ごとに掛かる。(2002 年 12 月 11 日、バンコクポスト)

～タイ、著作権侵害防止策として製造機械に注目～

政府の知的財産侵害防止策の最新兵器として、コンピューターや娯楽ソフトウェアの製造機械の監視が強化されている。今週金曜日に 13 機関が集まり、タクシン首相を議長に迎えて IP 権侵害対策に関する覚え書調印式が行われるが、この調印式にソフトウェア製造機械を輸出供給している国々の大使も招かれる予定である。Wattana Muangsuk 商務省副大臣は各機関が一つに団結して監督を進めることで、より効果的な取締りが期待できるとコメントしている。この作戦が成功すればタイはアメリカの監視リストから外れて、貿易上より多くの恩恵を受けられると期待される。先だって商務省は外国の当局に対し、ソフトウェア製造機械をその国の港から出荷させる前に、タイの買い手の輸入ライセンス検査をより厳しく行うよう求めている。新しい協力体制の下で、税関は、偽造品製造に使用される疑いのある機械が輸入された場合、詳しい検査と差押えを行うことが求められる。電力公社は電力を大量に消費する機械を導入した製造工場についての情報提供を行う。Wattana Muangsuk 商務省副大臣は上記のような方法は偽造品の販売場所に当局が捜索に乗り込むよりも効果が期待できるとしている。この他にもプラスチック・ペレットの輸入など、偽造品製造をサポートする事業活動に対しては厳しい検査を行うことになる。(2002 年 12 月 16 日、バンコクポスト)

～タイでアメリカ映画会社が海賊版商品撲滅運動～

Twentieth Century Fox, Columbia Tristar, Paramount, Warner といった大手映画会社が会員になっている Motion Picture Association (M P A) は「Operation Eraser」と銘打って、クリスマスシーズンに公開される人気作品のコピーDVD、VCDへの取締りに乗り出す。M P Aはタイの他に、香港、マレーシア、フィリピン、台湾でも同様の反海賊版商品キャンペーンに着手する。M P Aタイ担当の Thienchai Pinvises 氏によれば、M P Aは地元の司法当局と協力して、海賊版商品が多く販売されている地域の包括的な取締りを実施している。ハリウッドの映画製作者は蔓延する海賊版商品のせいで、DVDとVCDの売上約2,600万ドルを損失したと訴えている。Thienchai Pinvises 氏によれば、昨年アジア太平洋地域で押収された以上DVDは470万点に及び、2000年に比べて154%増加しており、これは全世界で押収された違法DVDの96%に当たる。一方違法VCDは2,320万点押収されており、前年比30%増、全世界で押収されたVCDの98%に当たる。知的財産局によれば、今年1月から10月までにタイ国内で押収された偽造音楽CD及び映画のVCDは26万2,808点であった。(2002年12月16日、バンコクポスト)

～タイ商務省、国王の著作権を検討～

内閣は国王の著作と発明に著作権保護を与えようという商務省の提案を承認した。Sansanee Nakpong 副広報官は国王が愛犬について書いた著作「Tongdeang」やその他の特許資産の宣伝防止のため、メディアガイドラインを定めると発表した。商務省は国王が撮影した愛犬の写真が無許可で再生産されているのを発見した。写真入りのポロシャツはこれまでコピーされなかった。国王は自身の業績について著作権保護を求めておらず、商務省は許可無く営利目的に利用されるのを防止すると規定しようとしている。国王が作曲した多数の曲も無許可で修正されていると Sansanee Nakpong 副広報官は語っている。商務省では、国王の第一個人秘書官事務局とともに、国王作曲の曲を公共の娯楽のために使用することについての規則を立案している。商務省では既に国王の発明について特許及び小特許を5件付与している。この中には「Chai Pattana hydro-mill」や椰子油を燃料に変える方法も含まれる。(2002年12月18日、バンコクポスト)

～タイで偽造の疑いが持たれるエプソンとヒューレットパカード製品が押収～

タイ警察IP権侵害取締部門は、偽造したエプソン社とヒューレットパカード社の製品を販売していると言われている会社の販売店と倉庫を捜索した。捜索は11人の警察官と数人の弁護士と捜査員によって行われ、3,000点近い商品が押収された。この会社の責任者は商標権侵害の刑事罰として、4年以下の禁固刑若しくは40万パーツ以下の罰金又はその

両方が科される。(2002年12月18日、バンコクポスト)

～タイのショッピングモールに偽造商品 40日以内排除命令～

政府担当官によれば、40日以内にショッピングモール内で販売されている商品を排除しない場合、ショッピングモールのオーナーは罰金刑と禁固刑を科されることになる。この他に、海賊版ソフトウェアや知的財産法に違反する商品を製造した企業への電力供給をストップすることも検討されている。Wattana Muangsuk 商務省副大臣は2月に偽造商品の取締りキャンペーンを開始することを明らかにし、オーナーは商務省から警告書を受領してから一ヶ月以内に建物から偽造商品をすべて排除しなければならないとしている。同副大臣は基準に違反した場合、例外なく関係者全員を起訴すると断言している。これまでは建物のオーナーには法的措置が取られて来なかったが、新しい政策の下で、商務省が直接提訴することになり、和解は有り得ないと同副大臣は語っている。著作権侵害者には5年以上の禁固刑と10万円以上の罰金が科されるが、偽造商品販売行為をサポートした建物のオーナーも著作権侵害者の3分の2に相当する刑に処されると、商務省はコメントしている。近年、当局や著作権所有者による侵害行為への弾圧活動は増加しているが、大きな効果は上がっていない。今年初めにはウィスキー業界の大物、Charoen Sirivadhanabhakdi氏がコピーソフトの販売で名高いパンティッププラザを買収し、海賊版ソフトの排除を誓ったが、未だ海賊版ソフトを簡単に入手できるという状況に変わりはない。(2002年12月19日、バンコクポスト)

～タイ大手レコード会社の Grammy がCDの再値下げを検討～

タイ音楽業界最大手 GMM Grammy Plc 社は、政府が音楽やその他の娯楽商品の偽造行為の取締りを強化する誓約を果たせば、CDの価格をあと20%値下げする用意があることを明らかにした。13機関が著作権侵害への戦いを宣言した調印式において、同社代表の Paiboon Damrongchaiatham氏は、2001年にCDの価格を300パーツから150パーツへ値下げしたことで市場は拡大し、今後偽造商品製造業者が一掃されれば、売上はより伸びるものと期待を寄せていると語った。今後警察と知的財産局に加え、電気業界の3団体も電気の消費量から偽造商品が製造されていないかどうかを監視することになる。Paiboon Damrongchaiatham氏はまた、警察がCDやカセットの販売ライセンスを与えるというシステムを提案しているが、警察は過去、移転が多いという理由で小規模な販売者を取り扱うことを拒否している。(2002年12月21日、バンコクポスト)